

「(仮称) 岩手県主要農作物等の種子等に関する条例」素案についての意見募集

「主要農作物種子法」(昭和27年制定。以下「種子法」という。)が平成30年4月1日に廃止された後も、本県では、稲、麦類及び大豆の優良な種子の生産及び普及を促進するため、要綱等を制定し、県が原種及び原原種の生産、種子の生産ほ場及び生産物の検査等を行い、県が関与して種子を生産及び普及する体制を維持してきました。

今後、主要農作物等の安定的な生産及び品質の確保を図り、本県農業を持続的に発展させていくためには、優良な種子等の生産及び普及に関して、県が県内に普及すべき品種の決定や原種及び原原種等の生産などの取組を将来にわたり確実に進めていく必要があります。

このため、県議会では、条例制定の検討を進めていますが、このたび、「(仮称)岩手県主要農作物等の種子等に関する条例」の素案を作成しましたので、この案に対する皆様からの御意見を募集します。

1 募集期間

令和2年10月13日(火)から令和2年11月13日(金)まで

2 資料の閲覧場所及び入手方法

(1) 閲覧場所

- ア 県庁1階行政情報センター及び県民室
- イ 各地区合同庁舎行政情報サブセンター
- ウ 岩手県議会事務局(議会棟)
- エ 県立図書館

(2) 資料の入手方法

- ア 県庁1階行政情報センター及び県民室
- イ 各地区合同庁舎行政情報サブセンター
- ウ 岩手県議会事務局(議会棟)
- エ 岩手県議会ホームページからダウンロード
- オ 県ホームページからダウンロード

3 御意見の提出方法

- (1) 郵便、ファクシミリ、電子メールにより、下記の宛先にお送りください。
なお、電話での御意見はお受けできませんので御注意ください。
- (2) 御意見の提出様式は自由ですが、参考様式を用意しておりますので、御活用ください。
- (3) 御意見には、「御住所」「お名前」を明記してください。(お知らせいた

だいた個人情報については、「（仮称）岩手県主要農作物等の種子等に関する条例」の制定に向けた御意見の内容確認にのみ利用し、第三者に提供することはありません。）

4 御意見の取扱いについて

- (1) お寄せいただいた御意見については、「（仮称）岩手県主要農作物等の種子等に関する条例」の制定に当たっての参考とさせていただきます。
- (2) 募集期間終了後、お寄せいただいた御意見に対する県議会の考え方とともに、プライバシーの保護に十分配慮した上でホームページにおいて公表します。なお、類似している御意見については、集約させていただきます。
- (3) 御意見に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめ御了承願います。

5 御意見の提出先

〒020-8570（住所記載不要）

岩手県議会事務局議事調査課

ファクシミリ 019-629-6014

電子メール da0003@pref.iwate.jp（半角英数）

【上記に対するお問い合わせ先】

岩手県議会事務局議事調査課政策調査担当

電話 019-629-6022

(参考様式)

「(仮称)岩手県主要農作物等の種子等に関する条例」素案に対する御意見

住所	〒
氏名	

対象部分	御意見

【御意見の提出先】

- ・郵送の場合 〒020-8570 岩手県議会事務局議事調査課（住所記載不要）
- ・ファクシミリの場合 019-629-6014
- ・電子メールの場合 da0003@pref.iwate.jp（半角英数）

※ 電話での御意見はお受けできませんので、御注意ください。

【御意見の募集期間】

令和2年10月13日（火）から令和2年11月13日（金）まで